

表 「不公正貿易行為調査手続きなどに関する規定」および「不公正貿易行為調査手実務指針」の主要改正内容

区分	現行	改正案	備考
調査申請書補完期間	10日以内の期間付与(例規)	10日～30日以内	期間拡大および例規→告示に格上げ
相手側提出資料に対する意見書の回答期間	告示「質疑書回答期間」を準用し、30日以内の期間付与(15日ずつ2回延長可)	現行同様	新設(告示・例規に明文化)
事前通知した処分に対する意見聴取期間	行政手続法「事前通知意見聴取期間」を準用し、10日以上の期間付与	現行同様	新設(告示・例規に明文化)
	処理期間に不算入(例規)	調査期間に不算入	用語の明確化および例規→告示に格上げ
意見聴取通知期間	-	出席日7日前までに通知	新設(告示・例規に明文化)
現地調査通知期間	調査日7日前までに通知(例規)	現行同様	例規→告示に格上げ
撤回受諾要件	自由競争阻害状況、制度乱用など(例規)	現行同様	例規→告示に格上げ
主要書式	-	領置調書新設	新設
	異議申請書、営業秘密資料取扱要請書など(例規)	現行同様	例規→告示に格上げ
鑑定実施要件	-	技術的・法律的争点が複雑または多い場合	新設(告示・例規に具体化)
資料提出命令詳細手続・方法	-	書面通知→領置調書交付→調査後変換	新設(告示・例規に具体化)
現地調査詳細手続・方法	-	必要性説明→領置調書交付→調査後変換	新設(告示・例規に具体化)

(出所)貿易委員会